

日時：令和5年1月25日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、  
香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、松本研究官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、小川委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第230回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は三つございます。

議題1「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの改正について」、事務局から説明をお願いいたします。

○山田企画官 資料1-1を御覧ください。このガイダンスの改正につきまして、主な改正内容をまとめておりますので、説明いたします。

まず、このガイダンスの改正は、資料にありますとおり、令和3年改正法のうち、デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正部分が、令和5年4月1日から施行されることに伴う改正です。

(1)にありますけれども、地方公共団体や地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む）や診療所について、令和3年改正法の全面施行により、個人情報保護法の適用対象となり、個人情報保護法第4章に規定する民間部門における規律の一部の適用対象となりますので、このガイダンスについても、「医療・介護関係事業者」という定義のところに追加をいたします。資料1-2の2ページから4ページ、15ページから18ページ、19ページでこうした内容の改正をしているものです。

また、開示等請求等については、個人情報保護法第4章ではなく、第5章に規定する公的部門における規律が適用されます。この旨をこのガイダンスにも明記するという改正をいたします。資料1-2の57ページ、60ページ、63ページ、67ページ、69ページといったところに記述を追加しているものです。

資料1-1の(2)になりますけれども、令和3年改正法の全面施行により、個人情報保護関係法令に条ずれが生じます。もちろん条文が変わるものもありますので、それらに伴う形式修正を行うものです。これは資料1-2の5ページや10ページといったところに記述しているものです。

資料1-1の「2. その他」になりますけれども、令和4年5月に「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」を改正しております。改正の内容は、利用目的による制限や第三者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、

本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や本人の同意を得ることにより研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合が「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する旨の明確化等を行ったものであり、それとほぼ同内容をこのガイダンスに記述しておりますので、Q & Aと同じ内容に改正するものになります。これは、資料1-2の26ページ、31ページ、41ページといったところに記述しております。

その他、所要の改正を行います。

今後の予定ですけれども、本日決定いただけましたら、令和5年4月1日の施行に向けまして、厚生労働省と連携の上、パブリックコメント手続等を実施したいと考えております。

なお、この議題の資料、議事録及び議事概要については、会議後、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと考えております。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。先ほど事務局から説明がございましたが、本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「産業機械健康保険組合、東京不動産健康保険組合、東京都情報サービス産業健康保険組合及び東京薬業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書（公金受取口座情報の入手等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、産業機械健康保険組合から、「産業機械健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」が、東京不動産健康保険組合から、「東京不動産健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」が、東京都情報サービス産業健康保険組合から、「東京都情報サービス産業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」が、東京薬業健康保険組合から、「東京薬業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」が提出されましたので、概要を御説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の

指針への適合性・妥当性について、事務局から精査結果を説明させていただき、承認するか否かの御審議をいただきたく存じます。

今回、4組合共に、新たに公金受取口座情報を入手・使用することに伴い、同じリスク対策等を追記等しております。さらに、産業機械健康保険組合及び東京薬業健康保険組合については、個別の変更として、新たにサーバー間接続による副本登録等の実施を行うことに伴い、リスク対策等を追記等しております。

全項目評価書の概要につきましては、産業機械健康保険組合を例に御説明させていただきます。なお、サーバー間接続による副本登録等の実施に伴う評価について、東京不動産健康保険組合では既に実施済みであり、東京都情報サービス産業健康保険組合は未実施です。

それでは、資料2-1に基づき、全項目評価書の概要を御説明いたします。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、7ページから9ページの「(別添1)事務の内容」を御覧ください。4組合が特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、加入者への保険給付等に適用する資格関係情報等を取り扱う「適用事務」、保険料等の徴収に係る「徴収事務」、加入者への給付決定に係る「給付事務」の三つが記載されています。これらの事務において、4組合共通で公金受取口座情報の入手・使用が、産業機械健康保険組合及び東京薬業健康保険組合ではサーバー間接続が、新たに追加されます。

4組合共通で新たに追加される公金受取口座情報の入手・使用については、9ページの「#1<給付金・還付金等の振込事務について>」のとおり、給付金・還付金等の支給に際して、被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムでデジタル庁より取得した当該被保険者の公金受取口座に振込処理を行うものです。

サーバー間接続については、7ページを御覧ください。産業機械健康保険組合及び東京薬業健康保険組合については、情報連携の準備のために、従来、基幹システム専用端末からフラッシュメモリ等を用いて統合専用端末にデータを登録し、統合専用端末から資格関係情報等の副本登録等を行っておりました。今般、基幹システム専用端末から事務全体図の中央に記載されている情報連携サーバーを介して副本登録等を行います。

続きまして、今回追記した主なリスク対策を御説明させていただきます。

最初に、4組合共通の変更である公金受取口座情報の入手・使用に伴い追記されたリスク対策について御説明させていただきます。

まず、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。26ページ上段の「アクセス権限の管理」を御覧ください。事務の目的を超えて利用できないように、公金受取口座情報等に不必要な情報が紐付かないように制御すること等が記載されております。

次に、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策についてです。33ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。給付金の申請書の受取口座情報の記載欄に、公金受取口座情報の利用希望の有無を確認するチェック欄を

設け、利用希望が確認された場合に限り照会すること、チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、公金受取口座情報を照会する仕組みについては、書類の記載内容をシステムに登録する際に職員がチェックするとともに、事務所管課の上長の決裁時にもチェックすること、加入者が誤った認識で申請し、本意ではない情報連携を行うことを防ぐため、公金受取口座制度の趣旨や事務での利用方法をホームページや申請書様式に記載すること等によって周知すること等が記載されております。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策についてです。37ページ下段の「リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」を御覧ください。給付金申請の際に公金受取口座情報の利用希望があった場合は、その都度情報照会をして更新するため、常に最新の情報連携で取得した情報のみを保管すること等が記載されています。

続きまして、産業機械健康保険組合及び東京薬業健康保険組合の、サーバー間接続による副本登録等の実施に伴い追記されたリスク対策について御説明させていただきます。

35ページの「情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の中段、「＜サーバー間接続に係る情報連携サーバーと基幹システムとの情報授受に係るリスク対策＞」を御覧ください。情報連携サーバーは、中間サーバー等及び基幹システム以外とは接続せず、他のネットワークやシステムと分離すること、情報連携サーバーを使用した操作ログを記録し、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際にチェックすること、情報連携サーバーには一時的に情報を格納するだけで、情報授受が終了した時点で、システムで自動的に消去すること、情報連携サーバーの運用・保守事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、運用・保守事業者が個人番号等にアクセスできないように制御すること、情報連携サーバーと中間サーバー等間の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用すること、基幹システムと情報連携サーバーは、組合内に設置して直接接続し、通信回線を使用しないこと等が記載されています。

なお、東京薬業健康保険組合においては、基幹システムとデータセンターに設置された情報連携サーバー間の通信について、IP-VPNによる閉鎖サービスを使用することが記載されております。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明させていただきます。

まず、資料2-2に基づいて、産業機械健康保険組合の精査結果を御説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点」（6）では、「再実施の理由となる新たに実施する事務については、給付金・還付金等の支給に当たり、口座情

報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用するもの及び中間サーバー等へ資格関係情報等の登録等に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信をするものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、その他につきましても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用する」際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項（細目）」の75番では、「中間サーバー等への資格関係情報等の登録等に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信されるが、通信内容の外部への漏えい等を防止する」リスク対策について、具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的な安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について、特にサーバー間接続に係るリスク対策について確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

続きまして、資料2-4に基づいて、東京不動産健康保険組合の精査結果を御説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点」(6)では、「再実施の理由となる新たに実施する事務については、給付金・還付金等の支給に当たり、口座情

報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、その他についても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用する」際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

続きまして、資料2-6に基づいて、東京都情報サービス産業健康保険組合の精査結果を御説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点」(6)では、「再実施の理由となる新たに実施する事務については、給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、その他についても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められ

ませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用する」際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

続きまして、資料2-8に基づいて、東京薬業健康保険組合の精査結果を御説明させていただきます。

まず、1ページから3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点」(6)では、「再実施の理由となる新たに実施する事務については、給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用するもの及び中間サーバー等へ資格関係情報等の登録等に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、その他についても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4ページから10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用する」際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点

で審査し、「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項（細目）」の75番では、「中間サーバー等への資格関係情報等の登録に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信されるが、通信内容の外部への漏えい等を防止する」リスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について、特にサーバー間接続に係るリスク対策について確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、産業機械健康保険組合、東京不動産健康保険組合、東京都情報サービス産業健康保険組合及び東京薬業健康保険組合に対して、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録については、準備が整い次第、全て委員会のホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員。

○大島委員 御説明ありがとうございます。健康保険組合の公金受取口座の利用について、一言申し上げたいと思います。

昨年10月の関東ITソフトウェア健康保険組合以降、当委員会は、三つの健康保険組合の公金受取口座の利用に係る評価書を審査・承認してまいりました。今般、説明がありました四つの健康保険組合についても、公金受取口座を利用することとなります。

今後も、審査・承認対象となる健康保険組合において、評価が再実施されることが想定されますが、当委員会として、引き続き評価書を丁寧に審査することが求められると思っております。

また、公金受取口座の利用開始に伴い、特定個人情報を取り扱う機会が増えることから、各健康保険組合において、リスク対策を確実に実施していただきたいと考えております。



以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。先ほど事務局から説明がありましたが、本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について非公表)

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。